



連合愛知安全衛生センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター 〒456-0002 名古屋市熱田区金山町1丁目4-18 ワークライフプラザれあろ 3F
TEL(052)684-0003 FAX(052)684-0303 連合愛知ホームページからも閲覧できます <https://anzen0003.rengo-aichi.or.jp/>

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

今回の改正で最も大きな変更点の一つが、安全衛生対策の対象者が拡大されることです。

これまでは企業の従業員が主な対象でしたが、今後は同じ場所で働く個人事業主やフリーランス、一人親方なども労働安全衛生法における保護の対象となります。

特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 R8.1.1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。
また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

高齢労働者の労働災害防止の推進 R8.4.1施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。
また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

治療と仕事の両立支援の推進 R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。
また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正労働法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/anzen/index.html



R7.6作成

「子ども・子育て支援金」4月より徴収

5月の給与明細を確認しましょう。

会社員等の健康保険制度の場合

➡2026年度の料率は一律で「0.23%」となります。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

健康保険の標準報酬月額に料率をかけて、労使折半での負担となり、5月支給の給与から徴収が開始されます。

健康保険料と同様、一時金でも徴収されます。

例：月額30万円の会社員の場合

負担額は345円 (30万円×0.23%÷2)。

この料率は、健康保険料率の内数になります。

給与明細では「健康保険料」に含まれ表示されます。

※区別して明細に記載する場合もあります。

2026年度 安全衛生センター年間活動計画

月	安全衛生センター	行政・関係団体等
12月		職場のハラスメント撲滅月間
1月	20日 第1回三役会	12月15日～1月15日 年末年始無災害運動
2月	4日 安全経営あいち推進大会2025 15日 労災保険特別加入者の確認 18日 第1回理事会	化学物質管理強調月間 1日～4月30日 安全衛生教育促進運動
3月	労災保険特別加入変更手続き	自殺対策強化月間
4月	労災保険組合第35回総会 20・21日 労働保険年度更新研修会 25日 第98回愛知県中央メーデー 第2回理事会	6日～15日 春の全国交通安全運動
5月	第1回安全衛生専門家会議	1日～9月30日 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン
6月	1日 第1回安全衛生担当者研修会 (役員研修会) 6月1日～7月7日 2025 労災防止キャンペーン 労働保険年度更新申告	全国安全週間準備月間
7月	第3回理事会 役員研修会※職場研修	1日～7日 全国安全週間 熱中症予防強化月間
8月	健康づくり指導者セミナー	食品衛生月間 30日～9月5日 防災週間
9月	第2回安全衛生担当者研修会 (役員研修会) 第4回理事会 連合全国セイフティネットワーク 集会(予定)	全国労働衛生週間 準備月間 16日～18日 第84回全国産業安全 衛生大会(札幌) 10日～16日 自殺予防週間 21日～30日 秋の全国交通安全運動
10月	2027年度活動計画	1日～7日 全国労働衛生週間
11月	安全衛生センター第38回総会 過労死等防止推進シンポジウム 第2回安全衛生専門家会議	13日～15日 過労死等防止啓発月間

新任理事挨拶



■ 安全衛生の取り組み

鈴木浩久 理事（自動車総連 全トヨタ労働組合連合会）

私たち全トヨタ労働組合連合会では、労働災害や疾病の撲滅を目指し、誰もが安全で安心して働ける職場づくりと、安全意識の高い人づくりに取り組んでいます。

具体的な取り組みとして、次の2つをご紹介します。

① 職場づくりの観点

加盟組合で発生した災害事例をタイムリーに共有し、類似工程の確認や日頃のKY活動等に活用しています。これにより、類似災害の未然防止活動につなげています。

② 人づくりの観点

加盟組合が自立して災害未然防止活動を推進できるように毎年2回、安全衛生・心身の健康に関するセミナーを開催しています。

安全担当執行委員の方々が、安全推進のリーダーシップを発揮できるように知識・スキルを習得する場として活用いただいています。

全トヨタ労働組合連合会は、加盟組合と一体となり、そこに集う全ての仲間が安全で安心して働ける職場を実現する、という強い意志を持って、今後も取り組みを進めていきます。



鈴木理事

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年12月22日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和7年速報値	令和6年同時期(速報値)	令和6年確定値
製造業	製造業	6	6 (1)	8 (1)
	食品製造業			1
	化学工業	1		
	鉄鋼・非鉄金属	2		
	金属製品		1	1
	一般・電気・輸送用	1	2 (1)	3 (1)
その他	2	3	3	
建設業	建設業	6 (1)	7 (2)	9 (2)
	土木工事	3 (1)	1 (1)	2 (1)
	建築工事	1	3	3
その他	2	3 (1)	4 (1)	
陸上貨物運送事業		4 (3)	3 (1)	3 (1)
商業	商業	2 (2)	8 (6)	9 (6)
	卸売業	1 (1)	1	1
	小売業	1 (1)	6 (5)	7 (5)
その他		1 (1)	1 (1)	
清掃・と畜業		3	2	2
上記以外の事業		2 (1)	3 (1)	3 (1)
合計		23 (7)	29 (11)	34 (11)

月別死亡者数推移（直近2年）

